

3 年 保 存  
令和 8 年 3 月 31 日 満 了  
FN o . - 0 1 0 1 0 8 0 3  
崎 務 ( 企 ) 第 2 9 7 号  
令 和 4 年 7 月 1 4 日

各 部 長  
殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について  
(通達)

本年 5 月 25 日、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号。以下「法」という。別添 1）が施行され、同日付けで内閣府等から都道府県知事等に対し通知されたところである（別添 2）。

法は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的としており（法第 1 条）、国及び地方公共団体は、障害者が障害の種類及び程度に応じて、防災及び防犯に関する情報の取得並びに円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするために必要な施策（法第 12 条）、交通、司法手続等の分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするために必要な施策（法第 13 条第 1 項）等を講ずることとされている。また、障害者からの相談への対応に当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、障害者への情報提供に当たっては、障害の種類及び程度に応じて行うよう、それぞれ配慮することとされている（法第 14 条）。

本県警察では、障害者が警察へアクセスする際の困難を取り除くため、スマートフォン等を使用して文字等で緊急通報が行える「110 番アプリシステム」を運用しているほか、聴覚障害者のための手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思疎通を困難とする者とのコミュニケーションを円滑にするための「コミュニケーション支援ボード」を活用しているほか、障害者等の利用に配慮した信号機等を設置するなど、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施しているところである。

各位にあっては、法の規定を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進を図ることとされたい。